

## 6. 調査研究報告

中世後期の富士山表口村山と修験道

大高 康正

はじめに

寺社による参詣者の勧誘は、荘園を根幹とする寺社経済組織の変質・崩壊といった諸条件に対処し発達していったものと思われる。これは寺社側の参詣者に対する財政的寄与を期待したものであるが、一方で実際に参詣者がその寺社、霊場に対して信仰心を駆り立てられる宗教的要素を備えていることが不可分な関係にある。

新城常三氏は、「中世においては、主として社寺側の経済的要請に基づく布教その他による信仰の伝播、宿屋そのほかの交通施設の発達や、貨幣の流通、社会の援助、御師・先達等の社寺の受入体制の整備、さらにはより決定的な民衆の社会・経済的成長等により、参詣・交通が、古代に比し格段に発展した。古代の参詣主体は京の公卿貴族であったが、中世に入り、それは武士・民衆へと移り、当然量的に地域的に飛躍的に上昇拡大した」と述べているが、中世という時代、参詣者は様々な交通障害や身辺の危険を省みず、何故社寺や霊場へと参詣をしたのであろうか。そこには中世の人々の思考や精神が内在し、当該社会における宗教的影響力を探るための格好の材料を秘めている。

本稿ではこのような問題関心から、霊山として畏怖され中世以降多くの登山参詣者（道者）を集めた富士山をとりあげる。中世富士山へ登山するためには、駿河国側には表口（大宮・村山口）、須山口、須走口があり、甲斐国側には吉田口と

船津口があった。富士山が山岳霊場として発展していく過程には、各登山口それぞれに信仰の拠点（信仰登山集落）が形成され、そこを中核として発展を遂げていった背景があり、これまでも各登山口において検討されている<sup>(2)</sup>。本稿は表口村山を取り上げるが、表口は富士山各登山口の中でも比較的早い段階に開削されていたと考えられ、駿河国一宮である富士山本宮浅間大社（大宮とも、以下本宮と略す）が鎮座し、中世後期には周辺に参詣者の宿坊たる道者坊が形成されていたが、村山はその本宮より東北八キロの地点に存在する。村山は中世には富士山興法寺と号して修験者の拠点（村山修験）となっていたが、八葉と呼ばれた山頂までの表口の道程を管轄し、道者の宿坊として機能していたことも確認できる。道者は入山の際、発心門に名を札打する習俗があったが、この発心門は村山を経たからの最初の堂舎で、ここからが真の意味での入山として捉えられる。

近年の修験道史研究は、中世寺院史研究の多角的分析の成果としてばかりでなく、中世後期という修験道組織の形成時期をキーワードに、その発展段階を分析し直すことで、黒田俊雄氏が顕密体制論で再編・衰退期とした中世後期の顕密寺社勢力の実態分析の手掛かりにもなろうとしている<sup>(3)</sup>。本稿で考察する村山修験についても、中世後期における本山派聖護院による修験道教団の形成が、地方においてもその影響力を示した事例の一つとなる。しかしこれまで聖護院がどのような形で村山修験に影響を及ぼしていたのかについては、具体的に検討されてはいない。そこには史料の残存状況も影響しているが、本稿ではこの点についても考えてみたい。

村山修験に関しては、『富士宮市史』での執筆を代表とする遠藤秀男氏、戦国期の動向を考察する近藤幸男氏、中世村山修験の成立から、近世にかけての展開を史的にまとめた宮家準氏など研究成果は少なくない<sup>(4)</sup>。しかし、一点一点の史料が総体としてどういう意味を持つのか、この点が曖昧にされたまま論旨が展開さ

れている感を受ける。そこから描き出された村山修験像も、殊に組織の分析に関して煩雑な印象を持ち、未だその実態が明確にされたとは言いがたい。この要因としては、これまでの研究で村山修験をひとつの勢力、集団として同質化してしまっていることに問題がある。本稿ではこの点に留意することで、村山修験の実態が明確にできるのではないかと考える。具体的には、富士山興法寺を構成する衆徒と山伏に注目し、彼らを別個の存在として把握することで再考していく。

尚、本稿では、場所そのものを指す場合は「村山」とし、村山に存在した修験者の拠点である山岳寺院を指す場合は「富士山興法寺」、興法寺を含めた修験道勢力全体を指す場合は「村山修験」と記す。

## 第一節 伊豆走湯山と村山修験

村山には文明十八年（一四八六）冬、聖護院道興が来訪したことが『廻国雜記』<sup>(5)</sup>にみられ、中世後期には聖護院を「本所」と仰いでいた。しかし道興来訪以前の状況については、未だ不透明なままである。まず第一節では、聖護院道興来訪以前の村山修験について考えてみたい。

まず富士山を山岳修行の場と位置づけた人物として、『日本靈異記』上巻による役行者が昼は流刑先の伊豆大島におり、夜海上を渡り富士山頂で修行したという伝説や、『聖徳太子伝暦』で、太子が甲斐の黒駒に乗って富士禪定したという伝説<sup>(6)</sup>もあるが、史料的に確実な人物として末代上人があげられよう。『本朝世紀』久安五年（一一四九）四月十六日条に、「近日於二院、有如法大般若経一部書写事、卿士・大夫・男女・素縑多營之、此事、是則駿河国有一上人、号富士上人、其名称末代、攀登富士山、已及数百度、山頂構仏閣、号之大日寺」とあるように、末代は富士登山をし、山頂に大日寺を構えたとある。同年五月十三日条には、「富士上

人末代、賜如法経退出、是可埋駿河国富士山料也」とあり、末代が富士山に一切経を埋納したことが記されている。富士山における経典埋納については、昭和四・五年に山頂において経典、経筒の破片が採取され、末代あるいはその流れをひく経典埋納が確実に行われたことを示唆している。<sup>(8)</sup>

末代については、『地藏菩薩靈驗記』に「ソノ身ハ猶モ彼ノ岳ニ執心シテ、麓ノ里村山ト白ス所ニ地ヲシメ、伽藍ヲ営、肉身ヲ斯ニ納テ、大棟梁ト号シテ、当山ノ守護神ト現レ玉フ」とあり、富士の麓、村山において寺を建立し、そこで即身仏になって、山の守護神になったと記されている。これは村山修験の発祥が末代に結びつくものであったという記述であるが、さらに『地藏菩薩靈驗記』によれば、彼は伊豆・箱根二所権現の創始者で、伊豆日金山で修行したという伝承を伝える。

現在村山には、氏神とされているかつて末代の像が安置されていた大棟梁権現の他、浅間神社、大日堂があるが、この大日堂に安置されていた胎蔵界大日如来の胎内銘に「敬白、奉造立俱金頭大日如来老躰、正嘉三年（一二五九）未午正月廿八日、願心聖人覚尊・□日・仏師□□」<sup>(10)</sup>とあり、鎌倉中期頃に成立した『撰集抄』に登場する覚尊と同一人物ではないかという宮家準氏の解釈がある。<sup>(11)</sup>この点については異論も出されており、『撰集抄』も覚尊の目的地やその後の動向については記されていないので、大日如来胎内銘の覚尊を同一人物と解釈するには、その後の彼の動向を史料的に位置づける必要がある。<sup>(12)</sup>

また甲斐国吉田口二合目御室浅間神社には、文治五年（一一八九）銘をもつ日本武尊像と建久三年（一一九二）銘をもつ合掌姿の女神像があり、伊豆走湯山の覚実覚台坊が富士でそれぞれ二十度、二十五度の修行をしていたことが記されていたことから、<sup>(13)</sup>富士山各登山口は、伊豆の修験者と深く関わって展開していったものと考えられる。その時期については明確にできないが、各登山口は平安末期

には伊豆走湯山を中心とした勢力によって開削され、山岳修行の聖地となっていたのではないかと思われる。末代は、富士山に山岳修行を導入し、麓の村山に修験者の拠点を形成した。この拠点が富士山興法寺に発展していったものと思われる。

室町期に入り、応永五年（一三九八）の伊豆走湯山密厳院領関東知行地注文<sup>(14)</sup>に「一、駿州 富士村山寺」とあり、村山は伊豆走湯山密厳院の末寺として位置づけられていたことがわかる。享徳三年（一四五四）の奥書をもつ鎌倉公方足利成氏の年中行事を記した『鎌倉年中行事』<sup>(15)</sup>に、「六月朔日、御祝如常富士御精進七日有之、御近辺飯盛山之富士参詣有之」とあり、富士山開きの六月朔日に禊をし、近辺の飯盛山を上って富士を礼拝するという行事が恒例になっていることを確認できるが、この背景にも走湯山の影響があつたのではないか。走湯山に関する研究史をみると、室町中期の別当職をめぐる醍醐寺と鶴岡八幡宮との相論以降、戦国期に伊豆国が北条氏の支配に落ち着くまでの間がまったくの空白になっている。ただ室町中期には鶴岡八幡宮側が実質支配を行つていたことが想定されており、鎌倉府、鶴岡八幡宮、走湯山の三者の密接な関係から、富士山信仰が鎌倉公方の年中行事に浸透するまでに至つたのではないかと思われる。

文明十年（一四七八）に造立された村山大日堂大日如来像の胎内銘〈表1・富士山中奉納物一覧表を参照〉をみてみると、腹裏に「大檀那大淵之住人度辺清左衛門尉生年三十一才、戌三月廿一日、大宮司前能登守忠時、同子息親時」、背裏に「富士山興法寺衆徒等、大工矢沢良太郎、寺務大鏡坊成久四十四才、於此坊造也、仏師度辺源之行忠、息行充・栄長、当寺家法明坊重報五十八歳、駒房子八才、阿伽井坊呼恵、峯坊永賢、池西坊成□」、右脇腹裏に「清水坊毫成、中尾坊形部公、大式公秀弼、加州榮収浄富」等とある。ここからこの時期、寺務大鏡坊、寺家法明坊、阿伽井坊、峯坊、池西坊、清水坊、中尾坊といった坊名をもつ修験者と、

坊名をもたない修験者の名が確認できる。また造立にあたっては、村山修験と本宮の大宮司富士氏が協力していた様子も窺える。村山修験には富士氏、葛山氏といった一族から入寺、あるいは彼らと血縁関係を結ぶことで有力な存在となつていた勢力を確認することができる。

村山修験が走湯山に対して独自の方向性を取り始めた契機として、文明十八年（一四八六）の聖護院道興の来訪が影響したことが考えられるが、この点については次節で検討する。但し、明応四年（一四九五）銘をもつ大日如来鉄像に、「願主富士山興法寺辻之坊覚乗」と「覚」の字をもつ者がみられることから、道興来訪後も伊豆の修験の影響力が残存していた可能性はある。

## 第二節 富士山興法寺の衆徒と寺務代

平成六・八年に編纂された『静岡県史』資料編<sup>(17)</sup>、および平成十七年に刊行された『村山浅間神社調査報告書』をもとに〈表2〉中世後期村山修験関係文書を作成したが、この文書群は富士宮市教育委員会に寄託されている「村山浅間神社関係文書」が中心となつている。この文書群について、昭和七・十六年の間に編纂された『静岡県史料』<sup>(18)</sup>に戻って確認してみると、〈表2〉文書は吉原町（現・富士市）の葛山泰一氏所蔵の「旧辻坊葛山氏文書」、村山の北畠栄鎮氏所蔵の「旧池西坊北畠氏文書」、大鏡坊所蔵で、当時石原（現・富士宮市）の村松もん氏が保管していた「旧大鏡坊富士氏文書」から構成されていくことがわかる。近世に入ると村山修験は辻坊（辻之坊）・池西坊・大鏡坊の村山三坊と称す勢力が中心となるが、『静岡県史料』編纂時の所蔵状況も、辻坊・池西坊・大鏡坊に伝来した文書をそれぞれが受け継いできた結果である。ただ〈表2〉文書の宛所をみると、必ずしもこの村山三坊に宛てられた文書のみが伝来しているわけではない。ここ

年	月	奉納物	場所	銘文
長久二年(1041)	六月	鯉口	船津口	長久二年六月一日
文治五年(1189)	七月	日本尊神像	吉田口二合御室	奉造立勳進走湯山住金剛仏師覚実堂台坊二十度、仏師興福寺運珍門淨作、文治五年七月廿八日
建久三年(1192)	四月	女体合掌像	吉田口二合御室	奉造立勳進走湯山住金剛仏師覚実堂台坊廿五度、仏師興福寺定海実月坊作、建久三年四月九日
正嘉三年(1259)	正月	大日木像	表口村山	敬白奉造立俱金頭大日如来尊像、正嘉三年未年正月廿八日、願心聖人覺尊・口日・仏師聖口
乾元二年(1303)	七月	地藏菩薩	頂上初穂打場	富士禪定觀元式年癸卯七月曇施主益頭庄沙弥光美・同比丘尼
至徳元年(1384)		古鏡	須走口六合	相州糟屋郷
応永二十四年(1417)	八月	不動明王像		奉納富士山、雲切不動尊、応永廿四年八月、当国内谷住、形部大夫光国、誓願寺範範主敬白
文安五年(1448)	八月	大日木像	表口村山	法善教覚、大和吉人、敬白奉富士山立大日一尊、下野國小山庄夫王上宿住人願主法善永金、助成道見、同弥口郎、文安五年八月日
文明十年(1478)	三月	大日木像	表口村山	(胎内腹裏)奉造立金剛界大日尊形再興、大檀那大洲之住人度辺清左衛門尉生年三十一才、戌三月廿一日、大宮司前能登守忠時、同子息親時、(胎内背裏)富士山興法寺衆徒等、大工矢沢良太郎、寺務大鏡坊成久四十四才、於此坊造也、仏師度辺源之行忠、息行充・栄長、当寺家法明坊重報五十八歳、駒房子八才、阿伽井坊呼恵、峯坊永賢、池西坊成口、(胎内右脇腹裏)清水坊毫成、中尾坊形部公、大武公秀弼、加州榮取淨富、(胎内左脇腹裏)元龜四年癸酉二月十三日於此坊之坊是付申候、東光坊頼善、大仏師法眼付申候、(鉢幹材膝前部)文明拾年三月廿日於大鏡坊作之、委細御身之内二書留也、(膝裏部)承仕三人、淨童・了円・慶円
文明十三年(1481)		不動明王像	表口村山	御体堅固、除病延命、如意願成就、駿州河原邑真福寺(略)
文明十四年(1482)	六月	薬師懸仏	頂上三島ヶ岳	八体内、総州菅生庄木佐良津郷、大工同旦那和泉守光吉、文明十四年壬寅六月日、本願源春
	六月	不動懸仏	吉田口七合目カ	八体内、総州菅生庄木佐良津郷、大工和泉守光吉、旦那内匠助泉重、文明十四年壬寅六月日、本願源春
延徳二年(1490)		大日鉄像	頂上剣ヶ峰	檀那真壁久朝、白川弾正少弼政利、延徳二稔庚戌仲夏十二日、(以下九人連名)
明応二年(1493)		十一面観音	頂上東齋の河原	尾張国海西郡津島村奉鑄之者也、檀那富士大宮司頼時、願主津島住吉左衛門友久(略)
		大日如来像	頂上東齋の河原	明応二年、於尾州鑄之
		十一面観音	頂上東齋の河原	明応二年、尾張人建立
明応四年(1495)		大日鉄像	頂上大日堂	願主富士山興法寺之坊覚兼、尾州中島郷於今崎郷奉鑄此尊也(略)
文亀三年(1503)	八月	大日懸鏡	頂上釈迦割石	文亀三亥年八月吉日、願主太郎三郎
大永八年(1528)	五月	大日如来	頂上東齋の河原	尾州海道郡富士庄江西郷、野間弥三郎、大永八年戊子五月十三日、藤原敏久
天文二年(1533)		地藏菩薩像	表口五合目穴小屋	天文二年
天文三年(1534)	五月	中宮社棟札	吉田口五合	奉寄進富士山中宮、旦那太田右衛門三郎宣定、本願頂仙、天文三年甲子五月三日
天文四年(1535)	六月	大日懸鏡	吉田口五合五勺	武州大里郡佐谷郷住居、願主祐祐、天文四年乙未六月一日、(以下十三人連名)
	六月	懸仏	穴合目休所	武州大里郡佐谷郷住居願主 松壽、藤原長茂、午子、辰子、梅子、殿子
天文十二年(1543)	五月	大日如来	頂上剣ヶ峰	天文十二年五月十六日、濃州可鼻郡上住戸右衛門、金谷村人形九郎治郎
天文二十二年(1553)	五月	地藏像	吉田口五合五勺	尾州日羽郷先達、天文廿二年五月吉日
永祿三年(1560)	四月	大日懸鏡	吉田口五合	奉立願三十三度参成就、子孫繁栄故也、富士浅間大菩薩、永祿三年庚申四月十二日奉鑄所也、上州群馬郡大工小島弥右衛門尉定吉、總社之住人敬白
		懸仏	表口五合カ	上州群馬郡、大工弥右衛門、永祿三年三十三度淺行浅間寄附
天正十九年(1591)	六月	大日懸鏡	表口八合	大日尊奉納富士岩、駿州有度郡横田住人河村三郎右衛門、天正十九年辛卯六月吉日、大工家政

〈表1〉富士山中奉納物一覧表(16世紀以前)

番号	年月日	史料名	差出・印文	宛所	『静岡県史料』文書群	『静岡県史』文書群	『静岡県史』出典	備考
1	天文2・10・19	今川氏判物	氏輝(花押)	富士山興法寺々務代辻坊	旧辻坊葛山氏文書	旧辻坊葛山氏文書	三一一三二	『静岡県史料』第二輯所収。
2	天文4・6・4	今川氏判物	氏輝(花押)	辻坊頼真	旧辻坊葛山氏文書	葛山文書	三一一三四	影写本。
3	天文11・9・4	今川義元朱印状(折紙)	「義元」	大内安察使坊	旧池西坊北畠氏文書	村山浅間神社文書	三一五九三	付年号。
4	天文14・7・14	聖護院道増御教書	僧都(花押)・律師(花押)	慶覚坊	旧池西坊北畠氏文書	村山浅間神社文書	三一七四一	
5	天文19・3・21	今川義元判物	書判	大納言殿	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	三一七九七	文書袖に書判。
6	天文19・8・3	今川義元判物	治部大輔(花押)	慶覚坊	旧池西坊北畠氏文書	村山浅間神社文書	三一七九九	付年号。
7	天文20・2・5	今川義元判物	治部大輔(花押)	三女坊	旧池西坊北畠氏文書	村山浅間神社文書	三一八〇二	付年号。
8	天文20・5・26	今川義元朱印状(折紙)	「義元」	山宮大夫	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	三一八〇七	付年号。
9	天文20・7・9	今川義元判物	治部大輔(花押)	葛山助六郎殿	旧辻坊葛山氏文書	旧辻坊葛山氏文書	三一八〇五	天文20年の干支は本来「辛亥」である。三一八〇三三三三と同一文書か。
10	天文20・9・11	今川義元朱印状(折紙)	「如律令」	慶覚坊	旧池西坊北畠氏文書	村山浅間神社文書	三一八〇七	付年号。『静岡県史料』では天文24年としている。
11	天文21・2・5	今川義元判物	治部大輔(花押)	大鏡坊頼康	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	三一八〇三	付年号。
12	天文21・5・25	今川義元判物	治部大輔(花押)	大鏡坊	旧大鏡坊富士氏文書	駿河志料巻89大鏡坊文書	三一八〇三	付年号。『駿河志料』巻89所収。
13	天文22・5・25	今川義元判物	治部大輔(花押)	大鏡坊	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	三一八〇六	付年号。
14	(天文23)・7・9	今川義元判物	治部大輔(花押)	葛山助六郎殿		葛山文書	三一八〇三	三一八〇五五号と同一文書か。影写本。
15	天文24・6・9	今川義元朱印状	「如律令」		旧辻坊葛山氏文書	葛山文書	三一八〇八	付年号。影写本。
16	天文24・8・4	今川義元判物	治部大輔(花押)	東車坊	旧池西坊北畠氏文書	村山浅間神社文書	三一八二四	付年号。
17	弘治2・5・24	今川義元朱印状	「如律令」		旧辻坊葛山氏文書	葛山文書	三一八四一	付年号。影写本。
18	弘治3・4・11	今川義元判物	治部大輔(花押)	慶覚坊	旧池西坊北畠氏文書	北畠文書	三一八五九	付年号。影写本。
19	永祿元・8・4	今川氏真判物	氏真(花押)	大鏡坊	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	三一八三九	付年号。
20	永祿元・8・4	今川氏真判物	氏真(花押)	大鏡坊	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	三一八四〇	付年号。
21	永祿3・5・16	今川氏真判物	氏真(花押)		旧辻坊葛山氏文書	葛山文書	三一八七〇	付年号。影写本。
22	永祿4・閏3・28	今川氏真判物	氏真(花押)	雲叟	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	三一八九〇	付年号。『駿河記』は辻坊所蔵文書とあり。
23	永祿6・4・16	今川氏真朱印状	「如律令」	大鏡坊	旧大鏡坊富士氏文書	駿河志料巻89大鏡坊文書	三一八二八	付年号。『駿河志料』巻89所収。
24	永祿6・5・21	今川氏真朱印状	「如律令」	大鏡坊	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	三一八三三	付年号。
25	永祿9・8・21	今川氏真判物	上総介(花押)	池西坊	旧池西坊北畠氏文書	村山浅間神社文書	三一八四六	『静岡県史料』では8月11日付としている。
26	永祿10・6・1	今川氏真朱印状	「如律令」		旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	三一八九八	付年号。
27	(永祿11)12・29	北条家祭制	「祿壽成福」	富士村山之内興法寺	旧辻坊葛山氏文書	葛山文書	三一八九九	影写本。
28	永祿12・12・13	武田家禁制	「(竜朱印)」	山宮		山宮大夫所蔵文書	四一一五	『駿河志料』巻82所収。
29	元龜3・2・吉日	日向大和判物	日向大和(花押)	山宮大夫殿	山宮大夫山田氏文書	山田文書	四一一九	影写本。
30	元龜3・3・24	武田家朱印状	「(竜朱印)」	山宮大夫	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	四一四九	
31	元龜3・5・18	武田家朱印状	「(竜朱印)」	山宮大夫	山宮大夫山田氏文書	山田文書	四一四〇	影写本。
32	天正5・2・16	穴山信君判物	信君(花押)	山宮大夫殿	山宮大夫山田氏文書	判物証文写附録一	四一一〇三五	
33	(天正10)4・3	酒井忠次黒印状(折紙)	忠次「印文未詳」	大鏡坊	旧大鏡坊富士氏文書	村山浅間神社文書	四一一五九	
34	天正10・5・24	井出正次判物(折紙)	井出甚助正次(花押)	葛山与兵衛尉殿	旧辻坊葛山氏文書	葛山文書	四一一三二	影写本。
35	天正11・閏正・19	徳川家康朱印状(折紙)	「福徳」	上井出宿中百姓等		村山浅間神社文書	四一一六〇	
36	天正11・7・5	徳川家康朱印状	「福徳」	池西坊	旧池西坊北畠氏文書	北畠文書	四一一六二	影写本。
37	(天正13)4・27	葛山与兵衛尉陳状案	葛山与兵衛尉	御奉行所	旧辻坊葛山氏文書	葛山文書	四一一七八	影写本。

〈表2〉中世後期村山修験関係文書

から村山修験を構成した諸坊は、退転や統廃合を経ていることが予想される。

近世江戸期の村山修験では、修験道本山派に所属する村山三坊が中心となり、その他同行の修験者をあわせて「山伏十三人衆」と称して活動した。具体的には、辻坊の同行として長坊・峯坊・泉養坊・中尾坊の四人、池西坊の同行として三如坊・阿伽井坊・原田坊の三人、大鏡坊の同行として蓮如坊・大式坊・吉原坊・清水坊の四人が配下の下修験となる関係で、三坊と下修験をあわせた十四坊から原田坊を除いた十三坊が十三人衆となる。<sup>(20)</sup> この中で、前節で確認した文明十年（一四七八）の村山大日堂大日如来像銘文に登場する衆徒の名から、大鏡坊、阿伽井坊、峯坊、池西坊、清水坊、中尾坊が確認でき、大式公についても大式坊と考えてよいと思う。三坊配下の下修験の山伏十一人は、寛政十二年（一八〇〇）に書写された元禄十二年（一六九九）三月の「境内分配帳」より、長坊は天文年間の頼円以前は大鏡坊の同行で今宮識真坊（富士市今宮か）を兼帯し、大式坊は弁鏡坊へ継承され、泉養坊は天文年間には大鏡坊と辻坊の同行を兼ね本宮（富士宮市大宮町）近辺に住居しており、阿伽井坊は天文・天正年間まで大鏡坊の同行で鍛冶屋瀬古村金蔵坊（富士市今泉）を兼帯し、原田坊も元は大鏡坊同行で原田村（富士市原田）に住居していたとあり、三坊と下修験の支配関係にも移動があったことがわかる。

但し、文明十年の大日如来像銘文では、寺家法明坊という名がある一方で、三坊のひとつ辻坊の名は記されていない。この点『境内分配帳』では法明坊は明応七年には村山を退寺していたとあり、逆に辻坊は明応年間までは伊奈（伊奈古郷・富士宮市稲子か）に住居していたが、天文年間初め葛山采女正頼真と長門守頼為が村山へ移ってきたと記されている。そこでまずは同時代史料より、村山三坊をそれぞれの坊ごとに追ってみることで、村山修験の中世後期を再考してみたい。その組織を検討するうえでキーワードとなる「寺務代」に注目しつつ、辻坊の

動向から確認する。

辻坊の初見は、富士山頂大日堂にあった明応四年（一四九五）大日如来鉄像の「願主富士山興法寺辻之坊覺乘」とある銘文であるが、文書による初見は以下のものである。

〔史料1〕今川氏輝判物<sup>(21)</sup>

富士興法寺辻坊惣跡、并神領坊中当知行分之事

一、三女坊此外七坊同山伏分、御神領木伐山、神成、伊奈古郷、并大宮実役

田嶋、西坊屋敷、遠州村松之内引田、菅谷、各其外村山内諸役町錢等、并

中宮・御室・内院・諸末社參錢之事

右、任増善寺殿判形之旨、為不入抱置山等、西釘沢東不動沢ヲ限而、無相違令領掌訖、衆徒・山伏出仕勤行就有退転者、堅所可有糺明、仍而如件、

天文二年<sup>癸巳</sup>年十月十九日 氏輝（花押）

富士山興法寺々務代辻坊

この文書で辻坊は、惣跡を安堵されていることから、宛所は新たに辻坊を継承した者であると思われる。この人物は天文四年（一五三五）六月四日今川氏輝判物（表2②）より頼真とわかる。辻坊の地位は宛所より寺務代と確認できる。寺務代の職務は村山御神領の管轄、「衆徒・山伏出仕勤行」を滞りなく行うこと等であったと思われるが、ここで富士山興法寺に衆徒と山伏という二階層が存在することを確認したい。これまでは「衆徒山伏」としてひとつのものと解釈されてきたようであるが、他の関連文書で「衆徒」、「山伏」と別々に記載される例が確認でき、〔史料1〕の「衆徒山伏」も「衆徒・山伏」と解釈する。この二階層に対して、寺務代が沙汰を行っていることも確認したい。

また辻坊は、三女坊ほか七坊と山伏の支配権を認められるが、天文四年の氏輝

判物〔表2②〕に、「自然參詣之時者、可為宿坊者也」とあることから、三女坊以下の坊は同行の下修験で村山において道者の宿坊としても機能していたものとみえる。山伏はその坊に付随する存在であり、富士參詣の道者を導いた先達であったと考えたい。また寺務代とは衆徒を代表する地位で、辻坊自身も衆徒身分であったと思われる。「中宮・御室・内院・諸末社參錢之事」は、村山以降富士山頂までの道程に存在した中宮八幡堂、御室大日堂、内院（山頂噴火口）や諸末社で、道者が投下する參錢を徴収する権限を辻坊が握っていたものと解釈でき、これは「山中參錢所」〔表2②〕とも記されている。

次に池西坊の動向を確認したい。初見は文明十年（一四七八）の大日如来像胎内背裏の「池西坊成□」とある銘文であるが、文書による初見は以下のものである。

〔史料2〕今川義元判物<sup>(23)</sup>

富士茂良山相抱分之事

一、大宮西坊屋敷耆間

一、黒田郷淺間領式貫文

一、三女坊先達

右、隆惠讓与之旨証文明鏡之上者、領掌不可有相違、若雖有競望之輩、一向不可許容之、先年河東乱入之刻、在所引弘馳參于当府、忠節神妙之至也、弥可抽忠功、彼抱分自前々無諸役之条、尚可任先規、可為池清坊異見者也、仍如件、

天文廿年

二月五日

治部大輔（花押）

三女坊

「大宮西坊屋敷」とは、「史料1」「西坊屋敷」と同じものと思われる、表口も一つの特典である本宮の西にあった宿坊（道者坊）であったと考えたい。中世後期の本宮道者坊の様相について、『大宮道者坊記聞』<sup>(24)</sup>には「大宮道者坊ノ事、古へ享祿・天文年間ハ、凡三十ヶ余坊有之由伝フ」とあり、十六世紀前半には道者を受け入れる宿坊が整備されていたことが伝えられるが、本宮周辺の道者坊は本宮社人衆の他に村山修験からの進出も想定される。またここで三女坊は、「可為池清坊異見者也」とされているが、池西坊（池清坊）が三女坊に対して意見を述べた地位にあつたことを示している。具体的には池西坊が同行の下修験である三女坊を配下としていたものと思われる。さらに次の文書を確認したい。

〔史料3〕今川義元判物<sup>(25)</sup>

富士村山知行半分事

右、為辻坊跡職永領掌不可有相違、并村山・木伐山・雷・粟藏・同山目代、池清坊与為兼帯可令執務、任頼真讓状之旨、勤行出仕等、以代僧無疎略可申付者也、仍如件、

（三脱カ）

天文貳拾<sup>甲</sup>年七月九日

寅

治部大輔（花押）

葛山助六郎殿

天文二十年（一五五二）の干支は辛亥であるので、この文書は天文二十三年のものと考えられる。頼真に代わり葛山助六郎が辻坊を相続しているが、「池清坊与為兼帯可令執務」とあるように、葛山助六郎はこれ以前に池西坊を継承しており、この時辻坊を兼帯することになる。この辻坊跡職「村山・木伐山・雷」は「史料1」「村山内諸役町錢」「木伐山、神成」に当たり、「山目代」も「不入抱置山等、

西釘沢東不動沢ヲ限而、無相違令領掌訖」とある部分と一致していよう。こうした辻坊跡職は、寺務代の地位に関わるものであった可能性が考えられる。

富士山興法寺は、これら権利を相続する寺務代を中心に運営されていたものと思われる。天文二年以降辻坊がその地位にあったが、頼真の後に葛山助六郎がその地位を継承している。但し、彼は俗人であったので「勤行出仕」については、代僧を出して充足することを求められている。この意味するところは、寺務代が衆徒の一族の中から選出されていたことを示すものである。その後、永禄九年（一五六六）の文書（表2②）には「両寺務代」と出ているが、これが辻坊・池西坊を兼帯する状況を示しているのか、もう一名他に寺務代が存在することを示すのか判断できない。「史料3」で葛山助六郎は、富士村山知行半分为安堵されているが、村山知行の残り半分はどのように支配されていたのか、もう一名の寺務代が存在し支配をしていたのか、それとも他の衆徒が半分の知行を分け合っていたのか。この点を考える際には、村山三坊のもうひとつ、大鏡坊の動向を追って考える必要がある。

大鏡坊の初見は、文明十年（一四七八）の大日如来像胎内背裏の「寺務大鏡坊成久四十四才」とある銘文で、そこから成久が「寺務」の地位にあったことがわかるが、他に具体的にこの地位を示す文書は確認できない。大鏡坊の文書による初見は、天文四年（一五三五）辻坊頼真宛文書（表2②）の中で、辻坊に対し山中の支配について公事に及んだ人物として登場する。大鏡坊が公事に及んだ背景とは、寺務の寺務代に対する違乱と解釈することも可能であるが、「寺務」という文言が他に見られないことから、寺務と寺務代とは同義で、寺務代の地位を喪失していた大鏡坊の違乱という解釈をとっておきたい。直接大鏡坊に対して宛てられた文書は、以下のものが初見である。

〔史料4〕今川義元判物<sup>26)</sup>

富士山興法寺大鏡坊等之事

- 一、蓮如坊之事、付屋敷事
- 一、村山西谷里屋間渡之事
- 一、大棟梁之事
- 一、清水坊之事、付先達分共
- 一、大鏡坊事、付先達分共
- 一、北谷内三郎兵衛作之事
- 一、発心門小屋之事

右条々、先判形雖令焼失、拘来之上者、永領掌畢、彼坊領荒起以下一円、不可有相違者也、仍如件、

天文廿一年

二月五日

治部大輔（花押）

大鏡坊頼慶

大鏡坊は蓮如坊、清水坊、大鏡坊三坊を支配した衆徒身分の坊であったと思われる。清水坊、大鏡坊には「先達分共」とあるが、これは清水坊、大鏡坊には富士参詣道者の先達として霞場をもっていた山伏が付随していたものと思われる。<sup>27)</sup>三条目「大棟梁之事」は、『地藏菩薩靈驗記』に「大棟梁ト号シテ、当山（村山）ノ守護神ト現レ玉フ」とあったように、末代を祀る社で大鏡坊の管轄であった。七条目「発心門小屋」は、村山口から登山道を少し入った辺りに設けられ、道者はそこに自らの名を札打し入山したが、ここも大鏡坊の管轄であったことがわかる。<sup>28)</sup>山中の参銭所については辻坊・池西坊の管轄となっていたが、大鏡坊は道者の入山を直接管理することができた訳である。また「西谷」・「北谷」といった地域区分は、興法寺が山岳寺院として一山を形成していたことを想定させる。

大鏡坊の実名は、「史料4」天文二十一年（一五五二）の時点では、宛所の頼慶と確認できる。また永祿元年（一五五八）八月四日の史料〈表2⑱⑳〉からも、頼慶が大鏡坊であることを確認する。頼慶については『葛山系譜』<sup>(24)</sup>に「葛山助六郎」との注記が記されているが、「史料3」において辻坊・池西坊を兼帯相続した葛山助六郎は、実は頼慶という名をもっており、それ以前に大鏡坊を相続していたことがわかる。

但し、大鏡坊については、東泉院宛永祿元年十二月十七日付今川氏真朱印状と翌二年四月十四日付今川氏真判物から頼秀という名も確認できる。<sup>(30)</sup>『葛山系譜』によると、頼秀は辻坊を相続していた頼真の弟で、「葛山甚左衛門 早世」との注記があるが、この頼秀が早世したために、天文二十一年（一五五二）以前に頼慶が大鏡坊を相続していた。また『葛山系譜』には、頼秀の弟の雪心に「頼真為養子後助六郎ト号頼慶」と注記があつて、頼慶（雪心）は頼真および頼秀の弟であり、辻坊と大鏡坊を相続したことから、その養子という扱いになつていたことがわかる。また「史料2」で、本宮周辺の道者坊への村山修験の進出について触れたが、逆に本宮の社人である山宮大夫が村山の弁鏡坊（弁曉坊）を支配する〈表2⑳〉。この弁鏡坊も大鏡坊頼慶が相続しているが〈表1⑲〉、頼慶は、永祿四年（一五六二）に米銭を借用するための質物として大鏡坊と弁鏡坊を入れ置き、そのまま返すできなかったよう、雪叟に支配権が移動してしまつてゐる〈表2⑳〉。雪叟については『葛山系譜』に記載のない人物であるが、「雪」の通字は同族であつた可能性が高いと思われる。後述する大納言に比定されよう。<sup>(31)</sup>その後永祿六年（一五六三）に「葛山助六郎拘置富士山宮花銭并所務等」について、山伏筑後との公事落着と拘置を命じる文書が出されているが〈表2㉑〉、この時点で頼慶（葛山助六郎）が、大鏡坊と弁鏡坊の支配権を回復していたかどうかはわからない。そのまま雪叟が大鏡坊を継承していた可能性も考えられる。

永祿九年（一五六六）の池西坊宛文書〈表2㉒〉に「両寺務代」と出ていることは先述したが、あるいは「両寺務代」とは、辻坊・池西坊・大鏡坊を兼帯していた寺務代の頼慶が、大鏡坊の支配権については雪叟に交代したことによる権力の分散した状態を示している可能性も考慮されよう。

### 第二節 富士山興法寺の山伏と聖護院

中世後期の村山修験を考えるうえで欠くことができないのは、「本所」と仰いだ聖護院の影響である。村山修験にはこの「本所」聖護院の下知を直接受けたものがいたようである。

〔史料5〕今川義元判物<sup>(32)</sup>

駿・遠両国山伏道之事

右、従前々請本所之下知申付之儀、聖護院殿補任并先判形等、三光坊讓与明鏡之条、所令領掌也者、如年来法度以下違犯輩者、可加成敗之状如件、

天文十九

八月三日

治部大輔（花押）

慶覚坊

「聖護院殿補任」とあるが、これは天文十四年（一五四五）の聖護院道増御教書による補任である〈表2④〉。慶覚坊は三光坊から譲与されているが、道増御教書〈表2④〉では大内按察使坊から相続をうけている。ここから大内按察使坊とは三光坊のことであつたと思われる、按察使と呼ばれているように、何らかの職務を担つていたことが想定される。この職務とは「本所之下知」を直接受けること、そして「駿・遠両国山伏道」とあるように、触頭的にその下知を駿河・遠江の山



伏に伝達することであつたとみたい。<sup>(33)</sup>

また「法度以下違犯輩」への検断権の行使を今川氏が命じているが、この法度は「如年来」とあるように、天文十九年以前から慣例として存在している。今川氏は、法度に背いたものに対する成敗を慶覚坊に認めているのである。ここから聖護院の下知を受け駿河・遠江の山伏を統制する立場にあって、法度をもとに検断権の行使を担った者が、衆徒の代表である寺務代の他に存在することを確認したい。

この立場にある者を仮に山伏身分の代表者とするが、関連文書から駿河・遠江の山伏統制を認められたことがわかる坊を列挙してみると、

- A・天文十一年(一五四二) 九月四日 大内安察使房 〈表2③文書〉
  - B・天文十四年(一五四五) 七月十四日 慶覚坊 〈表2④文書〉
  - C・天文十九年(一五五〇) 八月三日 慶覚坊 〈表2⑥〔史料5〕文書〉
  - D・天文二十四年(一五五五) 八月四日 東専坊 〈表2⑩文書〉
  - E・弘治三年(一五五七) 四月十一日 慶覚坊 〈表2⑱文書〉
  - F・永祿元年(一五五八) 八月四日 大鏡坊 〈表2⑳〔史料6〕文書〉
- となつている。この交代は、AからBは大内安察使房(按察使坊)から慶覚坊への譲与、CからDへは不明、DからEへは東専坊の「相煩」による遺跡の慶覚坊への譲渡、EからFへは慶覚坊の「退電」(退転)による遺跡の大鏡坊の相続である。

Dで東専坊は、「従前々請本所之下知」<sup>(34)</sup>けているとして、駿河・遠江の山伏統制を今川氏より認められるが、二年後のEで再び慶覚坊に交代している。東専坊が代表者を勤めた時期を除けば、慶覚坊は天文十四年に大内安察使房を相続してから、永祿元年までの十数年は山伏身分の代表者にいた可能性があり、ここから山伏身分の代表者とは、年行事的に毎年交代するものとみるより、その時点での有

力者が継承していたものと判断できよう。<sup>(34)</sup>

これまでの研究では、この山伏身分の代表者の立場にある者を富士山興法寺を運営していた寺務代と解釈してきた。<sup>(35)</sup>前節で検討したように、寺務代は衆徒の中から選出されるが、寺務代であることで聖護院から駿河・遠江の山伏統制を認められるという訳ではない。ただ注意を要するのは、この時期の慶覚坊は実は池西坊が兼帯していた可能性があるということである。<sup>(36)</sup>仮にそうなると「史料5」が発給された当時、池西坊は寺務代の地位にもあつたことになる訳だが、この点は富士山興法寺の正式な構成員が衆徒であつて、衆徒の代表が寺務代を継承する関係として捉えておきたい。そして彼ら衆徒以外にも村山には多くの山伏が訪れており、それぞれの活動拠点から参詣者を導いたり、自ら富士山への峰入修行に参加したりしていたものと思われる。一方で興法寺の衆徒も村山を離れば一人の山伏として捉えられる。つまりは聖護院から駿河・遠江の山伏統制権を認められた両国の山伏の代表者の地位にあつた者が、この中世後期という時期に村山修験の中にいた、という解釈をするべきなのであろう。<sup>(37)</sup>

そしてFで慶覚坊から大鏡坊へとこの身分が交代されているが、この交代はそれまでとは多少事情の異なるものであつた。まずは以下に史料を掲げる。

〔史料6〕今川氏真判物<sup>(38)</sup>

駿・遠両国山伏道之事

右、慶覚坊遺跡、有子細依令退電、彼跡職事、任愛甲甚左衛門尉判形相副渡

置契約状之旨、永所令領掌頼慶也者、任先判形之旨、法度以下如年来可申付、

於違背之輩者、可加下知者也、仍如件、

永祿元年  
戊午

八月四日

氏真(花押)

大鏡坊

慶覚坊が所務してきた駿河・遠江の山伏統制が、大鏡坊に相続されている。慶覚坊の退転の理由、また愛甲甚左衛門尉についても明らかにできないが、これらで今川氏によって駿河・遠江の山伏統制を承認されたC・Eの文書には、「従前々請本所之下知」と、以前より聖護院の下知を受けていたことが記されていた。この文書には「本所之下知」は記されておらず、衆徒である大鏡坊は直接聖護院の補任を得ずに今川氏の承認のみで継承した可能性がある。大鏡坊は、同日付で同じく「不慮」に逐電した山宮大夫跡職（弁鏡坊であろう）も安堵されており（表2②）、大鏡坊への補任とは、今川氏に対する奉公への恩賞という意味合いが強いものである。

大鏡坊はこれを契機に、駿河・遠江の山伏統制までを担うことになるが、これは大鏡坊にとっては富士参詣の道者をより多く村山に呼びよせるための先達の確保につながったのではないだろうか。永禄六年（一五六三）の今川氏真朱印状（表2②）において大鏡坊が、富士参詣諸国道者について「為神慮之条、不可有相違者也」と認められている文書も、諸国道者の富士参詣に対して、自らの権利を主張するためのものであったと理解したい。

聖護院の下知は、村山修験の衆徒であることとは別次元で、大内安察使房（三光坊）、東専坊、慶覚坊を両国の山伏の代表者として認めた上で出されていたものと思われる。近江伊吹山観音寺山伏、摂津勝尾寺山伏など畿内近国の山伏集団を対象に、本山派の在地山伏の組織化が、既成の寺院秩序とどう関わるかを検討された長谷川賢二氏によると、本山派の山伏組織化の特質として、「山伏は本末関係の枠内に一応取り込まれてはいるが、実質的には「間隙」的存在であったから、これを囲い込んでいく聖護院門跡側の動向は既成の本末関係の秩序に抵触するものではなかった」と述べられているが、村山修験と聖護院との関係もこれに近いものがあったのではないか。つまり聖護院は、既成の寺院秩序の枠外として存在

した山伏に対して下知をしていたのであり、山伏把握は道興の来訪した文明十八年（一四八六）以降に急速に進んでいったものと考えられる。特に天文十四年（一五四五）は、道増が廻国先の駿河国で直接慶覚坊に御教書を発給していた事例と<sup>40</sup>考えられる。

〔史料5〕において、慶覚坊は今川氏に「法度以下違犯輩」に対する成敗の行使を認められていたが、この「法度」は「如年来」とあるように、天文十九年以前から慣例として存在するもので、これまで以下の史料にあるものとされている。

〔史料7〕今川義元判物<sup>41</sup>

- 一、於村山室中、不可魚類商買、并汚穢不浄者不可出入事
- 一、着来道者、可為如前々事
- 一、他坊之道者、無証拠不可奪取事
- 一、六月間為久借、不可取質物、并道者間譴責使令停止之事
- 一、喧嘩口論、不可有他之綺事
- 付雖為通法、博奕・押買・狼藉、堅停止之事
- 一、悪党之事、前々於山中、就相計者、可任旧規事
- 一、道者参詣之間、他之被官以下、雖有主人、不可押取事
- 右条々、所相定也、若於違犯之輩者、依注進可加下知者也、仍如件、

天文廿二年

五月廿五日

大鏡坊

治部大輔（花押）

村山に対する今川氏の掟書で、一条目で村山が俗界と区別される聖地であることが認識される。二条目から村山に富士参詣の道者が集中していたことがわかるが、三条目において「他坊之道者」を奪い取ることが禁止され、道者と宿坊の間

に師檀關係が成立していたことが窺える。さらに四条目は「六月中」、つまり山開き中は道者の俗界での貸借關係が消滅すること、七条目は主人をもつ道者について、参詣中は俗界での主従關係が消滅することが述べられている。山開きの時期である六月に近い時期に発給されており、今川氏の権力を背景に、聖地の治安維持のため村山修験が求めたものであったと思われる。

この掟書は五通が現存している。

a・天文二十二年（一五五三）五月廿五日 今川義元判物〈表2⑬〉〔史料7〕文書

b・天文二十四年（一五五五）六月九日 今川義元朱印状 〈表2⑮〉文書

c・弘治二年（一五五六）五月廿四日 今川義元朱印状 〈表2⑰〉文書

d・永祿三年（一五六〇）五月十六日 今川氏真判物 〈表2⑱〉文書

e・永祿十年（一五六六）六月朔日 今川氏真朱印状 〈表2⑳〉文書

aの〔史料7〕のみ宛所に大鏡坊とある他は、bとeの四通は直接の宛所が記されていない点は気に掛かるが、ひとまずは村山全域に対して発給されたものとして理解する。a・eは大鏡坊所蔵、b・c・dは辻坊所蔵であることから、衆徒身分の有力者に所持されていた点を重視し、掟書そのものは衆徒の代表である寺務代が発給を受けていたものと考えたい。

では、この掟書を〔史料5〕の文中にみられた「法度」と同じものと考えてよいのか。衆徒が所持しているとはいえず、村山全域に発給された内容であり、興法寺の正規の構成員である衆徒に含まれない山伏も、この掟書に規制されていたはずである。掟書の内容に注目すれば、二、三、四、七条目については、六月中の山開きの時期を前提としたもので、現存する五通の掟書もすべて山開きの六月前後に発給されている。一方で〔史料5〕のように山伏身分の代表者が、今川氏より駿河・遠江の山伏に対して「法度」に背いた際の成敗を認められた文書は、山

開き中に発給されたものではない。掟書の内容そのものにタイムリーに対応して発給を受けたとは言えず、「法度」は掟書と考えてよいものか疑問が生じる。

例えば「法度」については、聖護院道増が駿河・遠江の山伏集団を規制するために、「修験中法度」を発給していたものと考えられることもできよう。道増は天文十六年（一五四四）、廻国先の陸奥国において「修験中法度」を発給している事例が確認できるからである。<sup>42</sup> 先述した天文十四年（一五四四）の道増による駿河国への廻国は、慶覚坊への御教書発給のみに留まらず、「修験中法度」を定める契機ともなったと推定できる。実際に道増は、この天文十四年（一五四四）五月に廻国先の相模国でも「修験中法度」を定めているのである。<sup>43</sup>

ただ今川氏が聖護院によって定められた法度の内容を追認することはないとは言えないが、その後も度々追認する必要があるものなのかどうかは疑問である。今川氏が発給した掟書には山開き中に関わらない内容をもつ条目もあることから、ここでは「法度」は掟書という解釈にとどめておくが、「修験中法度」である可能性も考慮しておきたい。

#### 第四節 富士山興法寺の衆徒と山伏

村山修験を構成した富士山興法寺には、正式な構成員である衆徒と、非構成員である山伏が含まれていたことになるが、衆徒が興法寺の中核として年中行事を執行していたことは間違いない。近江伊吹山観音寺や摂津勝尾寺、河内金剛寺、紀伊根来寺などの場合は、正規の寺僧である衆徒は顕密僧という立場にあるので、その意味において聖護院が把握した山伏集団との区分が明瞭である。興法寺の場合、衆徒も山伏も富士山で修行する修験者として捉えられる。<sup>44</sup>

興法寺における衆徒の代表格である村山三坊は、修験者の頼尊という人物によ

つて開かれたとされている。近世の地誌『駿河国新風土記』巻二十四に、「正別当頼尊といえるあり、此頼尊は村山の三坊山伏、中里村八幡宮別当多門坊も此人の子孫なりと云、今泉村東泉院五大尊の箱には大僧止頼尊とみえ、原田村妙善寺観音堂梁牌に文保元丁巳十一月十一日大発願主頼尊とみえれば文保年中の人のなり」とある。頼尊の事跡は伝説的な部分も多いが、「別本大宮司富士氏系図」に本宮の大宮司富士直時のいここに頼尊の名を挙げ、富士正別当村山三坊等の祖と記されている。直時は康永四年（一二四五）二月没とあるので、文保年間（一二三一七～一九）に頼尊が存在したというのは首肯できる。

また頼尊は、富士行と称する富士山への峰入り修行を組織化するなど、彼の登場が村山修験においても画期となっていたと思われる。ここからも衆徒である村山三坊が修験者であったことを確認するが、それでは衆徒と山伏、両者の違いはどこに見出せるのであろうか。

〔史料8〕今川義元判物写<sup>(48)</sup>

書判（今川義元）

源海対象徒、宮中推入及狼籍、剩手負四・五人仕出之条、式部卿・大納言出合、彼者令傷害云云、自然雖有如此子細申出輩、既悪行眼前之上者、不可懸其咎、社役等無怠慢可申付者也、仍如件、

天文十九

三月廿一日

大納言殿

宮中（興法寺内か）に乱入し衆徒に対し狼藉した源海を、式部卿と大納言が傷害している。ここで衆徒に対し狼藉に及ぶとあることより、源海は非構成員の山伏であったと思われる。式部卿と大納言はどうであろうか。大久保俊昭氏による

と、大納言は天文十六年（二五四七）に富士郡下方五社の別当職を今川氏より補任され、以後東泉院の名で史料に登場する。彼は別の文書で「東泉院父大鏡坊」、「大鏡坊頼秀」とあることより、大鏡坊頼秀の子息であったことがわかるので、衆徒の身分であったはずである。式部卿も同様に衆徒であったと思われるが、その名乗をみても修験者として捉えられる。ここで衆徒の実態について、大納言の動向からもう少し言及してみたい。

〔史料9〕今川氏真判物<sup>(50)</sup>

駿河下方五社、参ヶ年老社充御修理分、同金陵院田島并別当職領之事

- 一、七拾五石余、五拾八貫文余之事
- 一、社人供僧并神人以下、祭礼下行等、無他綺可相計事
- 一、五社領如先規、無代官綺事
- 一、金剛寺并供僧屋敷畠七百余文余地之事
- 一、去巳年増分、可為如父頼秀時事
- 一、玉蔵分屋敷同名職年貢之外、諸役免許之事
- 一、棟別拾式間点役課役臨時之人足等、免除之事
- 右条々、任先判之旨、不可有相違之由、永領掌訖、然者去丁酉年河東乱入砌、為人質敵地江被奪取之処、以計略遁来、最前在所引切馳参于当府、数年無足堪忍、依親子無一忠節、五社別当職以下、任先判所領掌也、自今以後、雖有競望輩、不可許容者、修理勤行無怠慢、可申付之状如件、

永禄式<sup>(51)</sup>  
末年

四月十四日

氏真（花押）

五社別当

東泉院

大納言は「去丁酉年河東乱入」の時、つまりは天文六年（一五三七）の北条氏による河東乱入の際に「為人質敵地江被奪取之処、以計略遁来」り、駿府の今川氏の下で数年無足の奉公をしていたようである。この奉公を「依親子無二忠節」と賞されていることより、大鏡坊頼秀共々のものであったことがわかる。

村山修験の今川氏に対する奉公について、長谷川弘道氏は「宗教的な存在だけではなく今川氏に対して軍事的奉公も勤めていた存在であったと考えられる」と述べているが、衆徒はいわば在地に密着した存在で、武力を行使できる立場にあった可能性は高い。また遠藤秀男氏は「今川氏は山伏たちには国家の祈禱などを勤行せよと命ずるのであるが、そうした名目のかげにおちる彼らの具体的活動は明らかにされていない。おそらくは密偵であり、主として情報交換や指令の使者として東海道を上下したことであろう」と想定しているが、天文十一年（一五四二）の大内安察使房宛今川義元朱印状（表2③）で、駿河・遠江の山伏に、当時敵対関係にあった北条氏の支配する隣国伊豆国へ通り抜ける山伏を監視させた事例は、この想定を裏づけるものである。ただ山伏監視は、山伏身分の代表者である大内安察使房に命じられているのであって、村山修験の活動として捉えらるるかどろかは別問題となろう。

国家祈禱という観点からいっても、同じく山伏身分の代表者である慶寛坊に宛てた天文二十年（一五五二）の今川義元朱印状（表2⑩）には、「富士山出仕之山伏、先々如三光坊時、彼山へ令出仕、国家之祈念等可勤之処」とあるように、山伏は富士山という山岳霊場において勤行を行う存在として捉えられている。それに対して衆徒である大納言は、天文十六年の文書で「五社別当職所宛行之先判、去年於当府千灯院焼失云々」とあるように、守護所のある駿府の国分寺内千灯院（泉動院）に出仕していることが確認できる。衆徒の中には今川氏より国家祈禱の担い手として把握されていたものがあった可能性がある。また永禄九年（一五六

六）の池西坊宛今川氏真判物（表2⑫）は、「次代官参分事、以下方夏納所内、如先印判従代官前可請取之」とあり、今川氏のために代官参分を請取って、夏の富士山開き中に代参を勤めていたことがわかる。衆徒が富士山での山岳修行で得た験力に対する期待も当然大きなものがあつたと思われる。この験力を駿府で行われる国家祈禱の際にも発揮していた可能性は高い。

興法寺における衆徒の淵源が、修験者の村山定着に求められるとしても、既に中世後期には正規の寺僧集団として形成をみていた。中世後期という時期は、寺僧集団の下層のものが山伏化し、民衆生活の宗教行事を担うようになってくるようでもあるが、興法寺では正規の構成員である衆徒も、非構成員の山伏も、修験者として同様の活動実態を有していたのではないかと考えられる。駿河・遠江全体の山伏と聖護院との関係は、既成の寺院秩序の枠外で結ばれていたものとして捉えられるが、興法寺の場合は正規の寺僧集団である衆徒も聖護院との関係を有す駿河国の山伏に含まれるのである。

永禄十一年（一五六八）十二月、武田信玄は天文六年（一五三七）以来続いてきた今川氏との同盟を破棄し、駿河国を支配下に治めるべく乱入する。翌年五月、今川氏真は籠城していた遠江国懸河城を開城し、戦国大名としての今川氏は滅亡する。この戦乱の最中、先に興法寺の衆徒として検討した大納言（東泉院）は、今川方の使者として越後国上杉氏の下を訪れている。その功に報いる形で、永禄十二年（一五六九）五月の今川氏真判物で、辻坊分葛山采女正跡職と室六道之関を与えられているが、駿河国の支配権を既に失っていた今川氏の安堵がどの程度効力を持ったものかは不明である。というのも永禄十三年正月二十八日武田晴信書状で、東泉院が別当職を握っていた「富士六所浅間之別当職」が久能寺几下に補せられているからである。

さらに二年後の元龜三年（一五七二）の六月十日の文書を確認したい。

〔史料10〕武田家朱印状<sup>(60)</sup>

定

- 一、寺中門前并社人之家式拾五間 宮大工老人 鍛冶老人諸役御免之事
- 一、福寿之宮本師堂領并山屋敷無相違可被相計之事
- 一、社領之百姓等諸役御免許之儀者、重而被聞召合可被御下知之事

以上

元龜二年<sup>壬</sup>  
甲

市川宮内助奉之

六月拾日(竜朱印)

於于東泉院者、可為久能寺之末寺之旨、被相定候之条、可被存其旨候也、

東泉院当住妙樂坊

追而書の部分に東泉院を「可為久能寺之末寺之旨、被相定候之条」とあり、東泉院そのものが久能寺末寺とすることが確認されている。ここで確認したいことは史料そのものの宛所である。この史料の宛所は「東泉院当住妙樂坊」とあるが、妙樂坊は久能寺の院家のひとつであり、東泉院は衆徒大納言との関係を切り離され、既に久能寺勢力の顕密僧が入寺していた状況が読み取れる。この結果、東泉院は村山修験との関係を切り離され、その後一時的に大納言が帰寺する期間はあるものの、最終的には明治の神仏分離まで真言密教寺院としての歴史を歩んでいくのである<sup>(61)</sup>。

武田氏が駿河国を支配した永祿十二年(一五六九)五月、天正十年(一五八二)二月までの間に村山修験に発給された文書は残存状況にもよるが、五通(表2⑲・⑳・㉑・㉒・㉓)のみで、いずれも本宮社人の山宮大夫宛である。山宮大夫は㉑文番で「自前々被拘来候村山伝京坊道者」を安堵、㉓文番で「村山之内弁経坊」を安堵されているが、この間に興法寺における衆徒の代表格であつ

た村山三坊の名は、文書上では見ることができない。山宮大夫が安堵された村山弁経坊は、永祿元年に山宮大夫跡職として大鏡坊が領掌されていたものであるし(表2⑲)、そこから村山三坊が一時期消滅していたとまではみることはできないが、三坊の勢力は削がれていたものと思われる。

武田氏も天正十年(一五八二)に滅亡し、天正十年三月以降(同十八年の関東国替まで)の駿河国は、徳川氏によって領有されることになるが、天正十年四月大鏡坊は、大鏡坊・清水坊・蓮如坊・吉原坊・弁鏡坊を安堵されている(表2⑳)。同年五月には辻坊分について葛山与兵衛尉に安堵(表2㉑)、翌年十一月に池西坊も安堵され(表2㉒)、再び文書上で村山三坊が確認できる。

以後、天正十八年(一五九〇)十二月の長東正家・増田長盛運署状において「富士村山神領・同百姓并参銭等之事、前々より辻坊・池西坊兼対(兼帯)に知行仕来由候」と辻坊が主張しているように、村山修験は辻坊・池西坊を中核とする中世以来の体制を取り戻していたものと思われる。しかしこの文書でも辻坊は池西坊の違乱を訴えており、大鏡坊を含め三坊相互に主導権を争っていたが、寛永十八年(一六四二)には三坊それぞれに社領が与えられ、富士山村山浅間別当として、三坊による支配は近世へも継承されていくことになるのである。

おわりに

以上、中世後期の富士山表口の一拠点であった村山について、富士山興法寺における衆徒と山伏の動向から、修験道勢力の村山修験に関して考察を行った。中世後期の村山は、宿坊の整備や先達支配を介して道者と宿坊に師檀関係が形成されていたと思われる。そして先達を支配するのは宿坊を経営する衆徒であり、先達の多くは山伏だったはずである。興法寺の衆徒と山伏の関係を熊野をもとに例

えるならば、御師と先達の関係がイメージできる。

衆徒の大鏡坊は、永祿元年（一五五八）に慶覚坊が所務してきた駿河・遠江の山伏統制権を今川氏より安堵されたことは確認したが、これは聖護院の下知のない今川氏の承認のみの相続であったとした。大鏡坊の山伏統制権の継承は、諸国の富士参詣道者と直接関係を結んでいた先達をより多く把握することが目的であったと思われる。近世の宝暦七年（一七五七）であるが、村山三坊の道者持分の地域区分を確認すると、遠江は三坊の持ち場が「入込」んでおり、伊勢（神戸より庄野までと他少々）・駿河（安部在方）は辻坊・山城・伊賀・伊勢（内川崎之町）・駿河（島田在方）は池西坊、大和・紀伊・尾張・美濃・河内・志摩・伊勢（桑名より追分まで、亀山惣郷鈴鹿郡二十四里、一志郡、安濃郡、安芸郡、多気郡、飯高郡、度会郡、山田町中井御神領在方）・駿河（富士川より西藤枝まで）は大鏡坊持ちとなっており、大鏡坊に多くの道者持分をもたらしている背景に、山伏統制権の継承による諸国の先達との関係構築が影響しているのではないかとみたい。

興法寺の衆徒と山伏の関係性については、尚、検討を要する必要があると思われる。また衆徒と聖護院との関係構築についても、十分な論証ができておらず、展望を示すのみに留まった。また富士山興法寺における衆徒の系譜関係についても課題を残している。以上の点は、近世の村山修験の研究の進展により、さらに詳しく導き出されていよう。

## 【注】

(1) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房 一九八二年）。

(2) 高林利彦「近世須走村の二つの争論―富士参詣をめぐる―」（『小山町の歴史』三号、一九八九年）・「移動する身分―神職と百姓の間」（『日本の近世』7、中央公論社、一九九二年）、伊藤裕久「戦国期上吉田宿の町割・屋敷地割とその変容」（『都市と商人・芸能民』山川出版社、一九九三年）、堀内真「富士に集う心―表口と北口の富士信仰」（『中世の風景を読む』3、新人物往来社、一九九五年）、青柳周一「須走御師宿帳の研究―御師の宿泊業経営の実態とその文書機能についての考察―」（『小山町の歴史』九号、一九九六年）・「富士山御師と宿泊業―在地宗教者と村社会―」（『歴史』第八十八輯、一九九七年）、『村山浅間神社調査報告書』（富士宮市教育委員会、二〇〇五年）、『富士山吉田口御師の住まいと暮らし―外川家住宅学術調査報告書―』（富士吉田市教育委員会、二〇〇九年）、甲州史料調査会編『富士山御師の歴史的研究』（山川出版社、二〇〇九年）、『富士山須山口登山道調査報告書』（裾野市立富士山資料館、二〇〇九年）等を参照。

(3) ここで近年の修験道史研究を総括する準備もないので、主として参照した先行研究をあげる。長谷川賢二A「中世後期における顕密寺社組織の再編―修験道本山派の成立をめぐる―」（『ヒストリア』二五号、一九八九年）・B「中世における熊野先達支配について」（『山岳修験』一四号、一九九四年）、徳永誓子「修験道成立の史的前提―験者の展開―」（『史林』第八四卷第一号、二〇〇一年）・熊野三山検校と修験道」（『年報中世史研究』二七号、二〇〇二年）。また顕密体制論については、黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」（初出一九七五年、『黒田俊雄著作集』第二巻、法蔵館、一九九四年）参照。

(4) 遠藤秀男A「富士曼荼羅や村山修験」（『富士宮市史』上、一九七二年）・B「富士信仰の成立と村山修験」（『富士・御嶽と中部霊山』、名著出版、一九七八年）、近藤幸男「戦国期における村山修験」（『地方史静岡』一三号、一九八五年）、宮家準「富士村山修験の成立と展





- (19) 『静岡県史料』第二輯(静岡県、一九三二—一九四一年、角川書店より一九六六年再刊)。
- (20) 拙稿「富士峯修行考」、『山岳修験』四三号、二〇〇九年) 参照。
- (21) 「境内分配帳写」、『村山浅間神社調査報告書』「旧大鏡坊富士氏文書」K123号) 参照。
- (22) 「旧辻坊葛山氏文書」、『静岡県史』資料編7中世三二—三三二号)。
- (23) 「村山浅間神社文書」、『静岡県史』資料編7中世三二—三三二号)。
- (24) 「大宮道者坊記聞」、『浅間文書纂』三二六頁、官幣大社浅間神社社務所、一九三二年、名著刊行会より一九七三年再刊)。
- (25) 「旧辻坊葛山氏文書」、『静岡県史』資料編7中世三二—三三二号)。「史料3」は干支「甲寅」とあるが、天文二十年の本来の干支は「辛亥」である。『静岡県史』資料編7中世三二には、同内容をもつ影写本(葛山文書)中世三二—三三二号)も掲載され、そちらは「甲寅」の干支に当る天文二十三年のものとして所収する。両文書は本来ひとつのものであったはずで、筆写の際に天文二十三年の「三」を脱してしまった可能性は高い。
- (26) 「村山浅間神社文書」、『静岡県史』資料編7中世三二—三三二号)。
- (27) 永禄三年(一五六〇)の浅間那古屋神大夫宛今川氏真朱印状(『静岡県史』資料編7中世三二—三三二号)をみると、駿河国内への富士参詣道者に対して、駿府浅間社(新宮)社人の神大夫は「従前々々其役袈裟・円座・木綿」を出す権限を有していたが、近年山伏・陰陽師によつて押領されていたとある。山伏については、駿府に道者を先達する山伏が居住していたこと、一方陰陽師については、駿府に院内町と呼ばれる陰陽師の居住地があったことが近世の地誌『駿河志料』にみえる(笹本正治『院内』考)参照、『中世的世界から近世的世界へ』岩田書院、一九九三年)。神大夫は永禄十一年(一五六八)の文書『静岡県史』資料編7中世三二—三三二号)では「江尻・清見寺・蒲原船関、此外諸役所関銭」を七人分停止されているが、これは「駿河国中富士参詣道者」に対して以前より先達として「毎年令代官参」めていたことによる。神大夫は自ら先達として道者を引き連れ富士山へ入山していたようで、先達の中には社人をはじめ山伏以外の宗教者も含まれていた。

- (28) 富士山中諸堂舎に対する村山三坊の管轄区分を記した慶長七年(一六〇二)の「富士山持場之事」(嘉永二年森御殿江三坊同記録写)参照、『村山浅間神社調査報告書』「旧大鏡坊富士氏文書」K52号)に「発心門平」と「札打」は大鏡坊の管轄とある。
- (29) 『葛山系譜』(東京大学史料編纂所騰写本)。
- (30) 「六所文書」、『静岡県史』資料編7中世三二—三三二号)、「富知六所浅間神社文書」、『静岡県史』資料編7中世三二—三三二号)。
- (31) 雪叟については、注(29)『葛山系譜』に記載はないが、注(12)「富士山伝記并興法寺暦代写」では興法寺第五十一世の頼恵に「号雪山文達人也、亦名雪叟頼恵」と注記されている。雪叟＝雪山＝頼恵という記載であるが、ここでは大納言については頼恵と別人としており、『葛山系譜』の雪山＝東泉院とは異説を伝えている。
- (32) 「村山浅間神社文書」、『静岡県史』資料編7中世三二—三三二号)。
- (33) 「山伏道」に関しては、元和六年(一六二〇)七月二十四日付の富士村山大鏡坊官城の言上状(重代輯録・自天文至貞享記録)参照、『村山浅間神社調査報告書』「旧大鏡坊富士氏文書」K45号)において、大鏡坊が先年より支配していたと主張している「社中山伏座」と同義のものではないだろうか。大鏡坊は『史料7』永禄元年に「駿・遠両国山伏道」を安堵されていることから、山伏道の安堵とは山伏座の支配であると考えたい。
- (34) 年行事に関しては、本来毎年交代する年行事を固定的な職分として熊野三山奉行兼々院や聖護院門跡から付与される事例が、文明十二年(一四八〇)の武蔵国十五坊の例を初見にみられるしめるが、永禄二年(一五五九)武蔵国宝積坊に対する年行事職安堵は、聖護院の安堵とあわせてその土地の守護の保証がなされているという(宮家準「教派修験の成立」参照、『修験道組織の研究』第六章第一節、春秋社、一九九九年)。これらの状況を参考にすれば、駿河・遠江の山伏統制をした山伏身分の代表者とは年行事職であったという想定もできるが、実際に村山修験に伝来する史料では、年行事職を補任された事例はない。
- (35) 注(4)宮家論文では「富士山興法寺を総称する村山一山は、寺務代によつて取り仕切

られていた。そしてさらにこの寺務代は、今川氏から駿・遠両国の山伏の支配をゆだねられていた」とある。寺務代が興法寺を運営したことに異論はないが、駿河・遠江の山伏統制を認められた者を寺務代と解釈する点は異論がある。富士山興法寺を運営すること、駿河・遠江の山伏統制をするというものは別次元の問題で、実際に寺務代に対して駿河・遠江の山伏統制を認めた事例は存在しない。

- (36) 注(21)「境内分配帳写」『村山浅間神社調査報告書』「旧大鏡坊富士氏文書」K123号)に、慶覚坊の居屋敷の位置と血脈が記されている。ここでは、慶覚坊は興法寺第四十七世成久(大鏡坊)の所縁で、「池西坊令兼職事、天文時代有之」とあって、貞安という名が注記される。さらに慶覚坊の後は、大鏡坊頼秀の弟である東光坊頼蒼へと継承されている。
- (37) 村山修験の衆徒であり、また山伏身分の代表者でもあるというこうした性格は、近世に村山三坊の池西坊が浄蓮院を兼帯する形につながっていくのかも知れない。池西坊は富士山興法寺の衆徒として在地に存在しつつ、本山派の山伏として聖護院の大峯山への峰入りに従う際は浄蓮院の院号を特別に与えられていた。

(38) 「村山浅間神社文書」『静岡県史』中世三二一六四〇号。

(39) 注(3)長谷川賢一B論文参照。

(40) 聖護院道増は天文十四年(一五四五)三月に駿河に滞在している様子が窺え、この廻国は「内々東と和与御扱」とあり、抗争中であつた今川氏と北条氏の和睦調停を斡旋するものであつた(『為和集』五、『静岡県史』資料編7中世三二一七三〇・一七三三・一七四〇・一七四三頁)。東国を廻つた道増は七月には駿河へ戻っているが、慶覚坊への御教書発給は、この時なされたものと思われる。

(41) 「村山浅間神社文書」『静岡県史』資料編7中世三二二九六号。

(42) 「聖護院道増修験中法度」『福島県史』第7巻資料編2「青山文書」一三三三号。黒嶋敏氏によると、聖護院道増が「修験中法度」を定める以前にも、修験者の間では慣習法としての「修験之法」というものも存在していたようである(「山伏と将軍と戦国大名」末期室町

幕府政治史の素描」参照、『年報中世史研究』二九号、二〇〇四年)。ここではそのような慣習法ではなく、明確に「法度」が定められたと考えるべき。

(43) 「聖護院道増修験中法度」(京都大学文学部国史研究室所蔵「若王子文書」、東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。この法度は、天文十四年五月日で玉瀧坊に宛てて発給されたものであるが、注(38)「青山文書」の法度と同一内容の三ヶ条の条文を連ねている。玉瀧坊については、森幸夫「本山派修験小田原玉瀧坊について―北条氏綱と聖護院―」『戦国史研究』四四号、二〇〇二年)参照。

(44) 注(3)長谷川賢一B論文参照。

(45) 新庄道雄著『修訂駿河国新風土記』下(国書刊行会、一九七五年復刻)。

(46) 「別本大宮司富士氏系図」(注(24)『浅間文書纂』三三三頁)。頼尊を核に村山修験の勢力が多門坊・東泉院・妙善寺などへも波及し、富士郡一帯に信仰圏が形成されていたことがわかる(拙稿「修験道本山派多門坊と多門家資料目録」、『館報』平成二十一年度、富士市立博物館、二〇一〇年)。

(47) 注(4)遠藤A論文参照。

(48) 「村山浅間神社文書」『静岡県史』中世三二一九七六号。

(49) 「六所文書」『静岡県史』中世三二一八五四号。大久保俊昭「今川氏と在地勢力五社別当大納言」(初出一九八二年、『戦国期今川氏の領域と支配』小論一、岩田書院、二〇〇八年)参照。尚、大納言は天文十五年(一五四六)に「五社別当職所宛行之先判」を焼失していることから、五社別当補任は天文十五年以前になる。また五社別当とは静岡県富士市伝法の富知六所浅間神社、原田の滝川神社、今宮の今宮浅間神社、入山瀬の(新福地)浅間神社、和田の日吉浅間神社の五社の別当職のことである。

(50) 「六所文書」『静岡県史』資料編7中世三二二六八号、「富知六所浅間神社文書」『静岡県史』資料編7中世三二二六八五号。

(51) 式部卿については、元龜三年(一五七二)の武田家朱印状写『静岡県史』資料編8中世

四一四七八号)で、宝積寺を任せられた本宮の供僧「大宮供僧式部卿」と同一人物の可能性がある。

(52) 「富知六所浅間神社文書」『静岡県史』資料編7中世三二一六八五号。天文六年(一二三七)、今川氏はそれまでの親北条・反武田氏という関係を義元の家督相続を契機に、武田氏と同盟を締結する。それに怒った北条氏が駿河国東部へ乱入するいわゆる「河東一乱」が巻き起こり、結局今川氏は駿河国の吉原以東の地域の支配権を失い、この状態は天文十四年の義元の軍事行動による奪還が行われるまで継続される。大久保俊昭「河東一乱」をめぐって(初出一九八一年、注(49))『戦国期今川氏の領域と支配』第一部第二章)参照。

(53) 注(4) 長谷川弘道論文参照。

(54) 注(4) 遠藤A論文参照。

(55) 「六所文書」『静岡県史』資料編7中世三二一八五四号。尚、千灯院は天文十五年(一五四六)に焼失し、同十七年に再興されている(『中世諸国一宮制の基礎的研究』一五三頁参照、岩田書院、二〇〇〇年)。大納言の文書焼失もこの時であったと思われる。

(56) 大石雅章「寺院と中世社会」『日本通史』第八卷中世2、岩波書店、一九九四年)参照。

(57) 注(4) 長谷川弘道論文参照。

(58) 「富知六所浅間神社文書」『静岡県史』資料編7中世三二一三七四六号。

(59) 「久能寺文書」『静岡県史』資料編8中世四一五二一五号。

(60) 「久能寺文書」『静岡県史』資料編8中世四一四八九号。

(61) 拙稿「中世後期から近世初期における東泉院支配の推移」『六所家総合調査だより』七号、富士市立博物館、二〇一〇年)参照。

(62) 「長束正家・増田長盛連署状」『静岡県史料』第二輯一六一三頁。

(63) 「徳川家光社領朱印状写」『静岡県史料』第二輯一七九〜一八一頁。

(64) 「証拠物(江戸大久保ニテ写)」『村山浅間神社調査報告書』「旧池西坊富士氏文書」K2号)参照。

〔付記〕本稿は、旧稿「中世後期富士登山信仰の一拠点「表口村山修験を対象に」」(『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要』第四号、二〇〇三年)をもとに、旧稿の明らかな誤りを訂正し、その後の成果を踏まえて再構成したものである。訂正稿としての意味合いが強いが、二〇〇五年に富士宮市教育委員会より『村山浅間神社調査報告書』が刊行されたこともあり、館報において掲載の機会を得たことを明記する。

(富士市立博物館学芸員)